

# 意見書

北総通企営企 第10-33号

平成23年2月17日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 様

郵便番号 060-0031

ふり がな さっぽろし ちゅうおうくみた1じょうひがし 2ちょうめ 5ばん3  
住 所 札幌市中央区北1条東2丁目5番3

ふり がな ほっかいどう そうごう つうしんもうかぶしきがいしゃ  
氏 名 北海道総合通信網株式会社

取締役社長 みやもと えいち 宮本 英一

(連絡先)

企画・営業統括部 企画グループ

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂き、御礼申し上げます。

以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、お取り計らいの程、宜しくお願い申し上げます。

### 平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定について

今回の接続料算定については、NTT東西殿と接続事業者が更に需要を拡大し接続料の低廉化を進める仕組みとし「光の道」構想に関する基本方針」に適うものとして申請されているものと考えております。

また、費用の実績値と収入の実績値の差額を補償する乖離額調整制度は、適切なコスト回収の観点から導入するものと考えます。

しかしながら、接続料算定に際しては、実際のコスト算定と同様に行うことが重要と考えます。

これまでのコストは、将来原価方式で算定されておりますが、実際のコストを反映した実績原価方式に移行することが必要と考えております。

今回、将来原価方式にて算定された現行接続料の原価算定期間においては、実績費用が予測費用を大幅に下回っており、これは需要を過度に見積もっていることに起因するものと考えます。

この内、NTT東西殿は実績費用と予測費用の差額を乖離額調整制度によって回収可能であることから、実際は後年度に接続料の実質的な値上に繋がることとなります。

この値上分について、NTT東西殿は回収可能であります。NTT東西殿と接続している事業者は実際上、価格に転嫁することは不可能であることから費用増加となることが予想されます。

これは、NTT東西殿以外の事業者への経営上の不安定要素となりかねません。

従いまして、公正競争条件確保の観点から過度な需要の積み上げは行わず、より確度の高い需要の積み上げに見直すことを希望いたします。

以上